2021賃金確定闘争 区長会の最終提案に対するわが組合の判断について

2021年11月18日
第6回中央委員会

Ⅰ　2021賃金確定闘争の経過

1．人事院・人事委員会勧告及び報告について

人事院は8月10日、本年の月例給の官民較差が▲0・00％（▲19円）と小さかったことから俸給表の改定を見送るとともに、一時金については0・15月引下げ、4・30月とする給与勧告・報告を行った。併せて、長時間労働の是正に向け、業務量に応じた要員の確保の必要性を強調し、不妊治療のための特別休暇の新設などの報告と、改正育児・介護休業法を踏まえ、国家公務員についても同様の措置を行うとする意見の申出を行った。

特別区人事委員会は10月20日、各特別区の議会及び区長に対し、月例給については、公民較差▲0・02％（▲94円）が僅少であるため、月例給の改定を行わないことが適当としつつも、一時金について年間の支給月数を0・15月引下げ、4・45月とし、期末手当から差し引くことを報告及び勧告した。

新型コロナウイルス感染症が拡大を見せる中、感染のリスクと闘いながら、区民の衛生環境を守るために、普段以上の業務を行ってきた特別区職員の努力と奮闘を顧みない、不当な勧告であった。

▲10月20日　第一波総決起集会（連合会館）

2．定年延長をめぐる動向について

昨年、政府が閣議決定し、国会へ提出した、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるための「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、検察庁法改正案と束ねられたため、廃案となり、「地方公務員法の一部を改正する法律案」は継続審議となった。

政府は、問題となった検察庁法改正案をはずして、同法案を再提出し、本年6月7日に参議院において可決し、同11日に公布がされた。また、参議院における可決に際し、自治労組織内議員の奮闘により、新規採用の継続等多くの付帯決議がつけられた。

これにより、特別区においても今賃金確定闘争の最重要課題として、定年延長制が協議されることから、中執学習会等により知識を深め、今賃金確定闘争に向け、準備を進めてきた。とりわけ、60歳以降の賃金水準については、7割では殆どの職員が、月例給において現行再任用の賃金に届かないことを問題視し、区長会からの提案以降、対応策を検討することと併せて、高齢期雇用の課題として要求していた、国家公務員の労務職員に適用されている「63歳定年制」について、対応策の一つとして検討することを改めて要求した。

しかし、区長会は、年収ベースで再任用賃金を上回ることに固執し、我われの主張との溝は埋まらない状況となっている。

3．技能・業務系人事制度について

2017年の賃金確定闘争において、設置が可能となった担当技能長だが、各区において設置に向けた協議を行う際に、運用の内容に労使間で認識の違いがあり、多くの区において協議が難航した。また、設置後においても、職務内容がはっきりしない等、様々な課題を抱えているために、受験者数が増えていない。

昨年度の賃金確定闘争において、課題を共有するために専門委員会交渉が設置されたことに伴い、その中で、我われから以下の5つの課題について提示した。

①担当技能長もポスト管理されており、定数に限りがある。②現場の定数外としており、担当技能長が現場に出られない。③運転・整備などの少数職場での設置がない。④昇任試験を受ける際に、技能長か担当技能長か選択ができない。⑤担当技能長が事務を担う技能長のステップや研修の場としてとらえられている。以上のことから、昇任圧力の緩和につながらず、職員の昇任意欲を失わせていることを訴えた。

全ての課題が全ての区に当てはまるわけではないが、そのことは、各区の運用がまちまちだということを表している。

▲10月28日　第三地連第二波総決起集会

4．特別区人事委員会勧告作業に関する要請、区長会要請について

我々は、人事院の勧告が出されたことに伴い、9月2日特別区人事委員会に対し四役による要請行動を行った。

現給保障者を公民比較の対象から除外する「特例的な措置」を「一時的」としたことは、職員に大きな不安を抱かせる結果となっていることと併せて、公民比較方法を見直し、日本一生計費の高い東京23区で働く、職員の賃金を適正な水準に戻すこと、定年延長を含む労使協議事項が山積していることから、早期に勧告を行うことを求めた。

10月20日、特別区人事委員会は、例年より10日ほど遅れて、「令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告」を出した。その内容は、月例給については改定を行わないとしつつ、一時金に ついて、0・15月引下げ、職員の年間平均給与を約5万9千円減とするものであった。

わが組合は、勧告が出された後、直ちに区長会に対する要請行動を行い、勧告の不当性を訴え、一時金の引下げを行わないことを求めた。これに対し、区長会は、「本年の勧告の取扱いについては、人事委員会制度の趣旨を踏まえるとともに、特別区の置かれた厳しい諸状況、国や他団体、民間の動向、そして、職務に精励する職員の適正な給与・勤務条件の確保といった観点も勘案して、区民の皆様の理解と納得が得られるよう、区政全般の観点から、慎重に検討してまいります。」とした。

Ⅱ　2021年賃金確定闘争、区長会の最終提案について

1．勧告の取扱い

勧告どおり、月例給の改定は行わず、一時金について、0・15月、再任用職員については0・05月、それぞれ期末手当で引下げる。

今年度については、3月期の期末手当の引下げとする。

2．業務職給料表について

業務職給料表の取り扱いについても、本年の月例給の取り扱いを踏まえ、改定を行わない。

3．担当技能長職について

担当技能長の設置については、平成29年に合意した技能・業務系人事制度改正の趣旨や職の設置基準等を踏まえ、各区の実情に応じ適切な運用がされるものと認識しておりますが、全ての区における設置には至っていない状況にあります。

（小委員会交渉）

引き続き、各区における担当技能長職の運用状況について、労使で検証し、課題の共有化を図っていく。

▲11月5日　第四地連第二波総決起集会

4．定年引上げに係る人事・給与制度の改正について

精力的に協議を重ねてきたが、考え方の溝が埋まらないことから、給与改定交渉の終了後も今年度内を目途に、速やかに課題を解決するため、引き続き協議を行っていく。

5．再任用職員の職務の級の取り扱いについて

再任用職員の職務の級の取り扱いについて、「同等を基本」とする。実施時期については、現行再任用職員のフルタイム勤務に限り、令和4年度実施とする。

6．会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数の改定時期について

来年度の給与改定交渉期に結論が得られるよう検討していく。

▲10月25日　第一地連第二波総決起集会

7．不妊治療のための休暇に係る給与の取扱いについて

休暇の新設については、（有給）②昇給を抑制しない。③期末・勤勉手当については、欠勤日数を算定しない。④退職手当については、在職期間における除算をしない。

①給与については支給。

8．就職氷河期世代を対象とする採用制度について

各特別区の採用状況を鑑みると、就職氷河期世代を対象とする採用制度について、現業職を導入すること は困難であり、コロナ禍における失業者等への対応については、国等の動向を注視していく。

▲10月29日　第二地連第二波総決起集会

5．職場からの闘いの積み上げについて

新型コロナウイルスの感染拡大が予断を許さぬ中、集会・会議等はすべてソーシャルディスタンスを確保し、消毒・検温・飛沫防止等、対策を取ったうえで開催してきた。

10月20日、連合会館で開催された、「第一波総決起集会」は、同日に特別区人事委員会勧告が出されたことから、支部代表者会議を兼ねて行われ、勧告内容を全体で共有するとともに、「2021年賃金確定を中心とする秋期闘争方針」並びに「2021年度賃金確定に係わる要求書」を改めて確認し、今期確定闘争を闘う意思統一を図った。

その後、第2回団体交渉において要求書を提出するとともに、地連ごとの各ブロック区長要請行動、職場からの全組合員と家族による署名行動、各区長・一組管理者への要請行動、ステッカー闘争等を取組み、定年延長制度を含め、特別区に働く清掃職員の賃金・労働条件の改善を訴え続けた。

最終局面を迎える中、11月15日に日本教育会館一ツ橋ホールで開催した「2021賃金確定闘争第三波総決起集会」には、271名の組合員が結集し、各地連、一組総支部、青年部からの決意表明を受け、改めて2021賃金確定闘争の完全勝利を目指す意思統一を図った。

6．第1回拡大闘争委員会

11月5日、第1回拡大闘争委員会を開催し、第2回の団体交渉の経過を周知するとともに、「2021賃金確定闘争　最終局面を迎えるにあたって（案）」を全体で確認した。

①給与表の適正化と一時金の引下げを行わないことを求める。②業務職給料表に対する認識を改めさせ、業務実態に見合った水準を求める。③担当技能長の設置に際し、一定の統一ルールを作ることを求める。④再任用職員賃金の早期改善と定年延長制度における60歳超の賃金に対する対応を求める。⑤就職氷河期世代の採用制度の実施。⑥公民比較方法の見直しを人事委員会に働きかけること。

併せて、区長会が最終交渉日とした18日の夜、局面の打開に向けて中央執行委員長・書記長と区長会側交渉委員の翌19日、始業時から1時間の実力行使の準備指令を発し、膠着状態に陥っている協議の進展を図り、区長会の歩み寄りを引き出すことを全会一致で確認した。

▲11月1日　第五地連第二波総決起集会

7．最終ヤマ場の動きについて

その後の協議においても、我われの要求に対する区長会の考え方は示されず、区長会が最終交渉日とした18日の夜、局面の打開に向けて中央執行委員長・書記長と区長会側交渉委員との会談がもたれた。

副区長会正副会長から示された最終提案は以下のとおりである。

10月18日（月）：第5回中央委員会
10月20日（水）：2021賃金確定闘争第一波総決起集会
10月21日（月）～11月　6日（土）：組合員・家族要請署名
10月25日（月）：第一地連・幹事区（中央区長）要請行動
　第一地連第二波総決起集会
10月26日（火）：第2回団体交渉
10月28日（木）：第2回専門委員会交渉
　【較差算定について・業務職給料表について・高齢期雇用制度について】
〃　：第三地連・幹事区（渋谷区長）要請行動
　第三地連第二波総決起集会
10月29日（金）：第二地連・幹事区（台東区長）要請行動
　第二地連第二波総決起集会
11月1日（月）：第五地連・幹事区（足立区長）要請行動
　第五地連第二波総決起集会
11月5日（金）：第1回拡大闘争委員会
〃　：第四地連・幹事区（板橋区長）要請行動
　第四地連第二波総決起集会
11月8日（月）：第3回団体交渉
11月10日（水）：第3回専門委員会交渉
　【地方公務員法の一部改正について】
11月11日（木）：第4回専門委員会交渉
　【担当技能長の設置について・人事院の申出に係る休暇制度について・就職氷河期世代を対象とする採用制度について】
11月12日（金）：区長会会長要請
11月15日（月）：2021賃金確定闘争第三波総決起集会
11月16日（火）：区長会総会要請
11月18日（木）：第5回専門委員会交渉【全般】
〃　：第1回小委員会交渉
〃　：第4回団体交渉